

保険鍼灸マッサージ協会 総合賠償保険のご案内

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款、財物損壊補償特約、
施設危険補償特約、被害者治療費等補償特約、対象業務に関する特約

〈 特 徴 〉



高額訴訟に備える大型補償プランが好評です。

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の方々の施術
事故を補償する保険です。

- 1** 施術所内の施設・設備の所有・使用・管理に起因する事故も対
象となります。(標準プランで申込の場合)
施術所以外での施術に対する事故も補償します。
- 2** 患者が施術所内でのケガにより入院または通院された場合の患
者へのお見舞金等もお支払いします。
(標準プランで申込の場合)
- 3** 地域支援事業における介護予防事業に従事中の事故や、機能訓
練指導員としての業務に従事中の事故も補償致します。
(標準プランで申込の場合)

保険期間

2025年6月1日から2026年6月1日

保険鍼灸マッサージ協会総合賠償保険について

保険鍼灸マッサージ協会総合賠償保険は、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務による賠償事故や、施術所内の施設もしくは設備による賠償事故を補償します。更に、「被害者治療費等補償特約」により一部見舞金も補償します。

※この保険鍼灸マッサージ協会総合賠償保険（賠償責任保険普通保険約款＋はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款＋財物損壊補償特約＋施設危険補償特約＋被害者治療費等補償特約＋対象業務に関する特約）は『(株) 保険鍼灸マッサージ協会』が保険契約者となる団体契約です。

この保険にご加入できる方は

この保険にご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、(株)保険鍼灸マッサージ協会の会員で、はり師・きゅう師または、あん摩マッサージ指圧師の国家資格(以下「資格」と言います。)を有する会員である場合に限ります。

なお、この保険は上記会員で施術所の開設者におすすめいたします。
施術所に勤務する先生個人に対し賠償請求がなされることもありますので、施術所にて一緒に勤務する先生もご加入いただくようおすすめいたします。

※申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

保険金をお支払いする主な場合

<標準プラン・限定プラン共通>

- (1) 日本国内において被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う、はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務に起因して患者の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害および他人の財物損壊に限りします。

※「身体の障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。

- はり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務による患者の身体の障害または、他人の財物損壊を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時
- 被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時

<標準プランのみ>

- (2) 被保険者がはり、きゅう、あん摩・マッサージまたは指圧の業務を遂行するために所有、使用または管理する加入内容書記載の施設もしくは設備、またはその業務の遂行に起因して保険期間中に生じた偶然的な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- 自動セットされている被害者治療費等補償特約により、身体障害について法律上の損害賠償責任が無い場合の見舞金等もお支払いします。
- 自動セットされている対象業務に関する特約により、被保険者が行う地域支援事業における介護予防事業業務および指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定する「機能訓練指導員」としての業務も対象となります。

(例) ・施術所内の施設・設備の不備や従業員の過失が原因で、患者や見舞客、通行人などを傷つけたり、それらの人の持物をこわしたりして治療費や修理費などを賠償しなければならないとき。
(身体障害賠償・財物損壊賠償)

・施術所内で患者が施術業務と関係なくケガをされ通院された場合に、見舞金をお支払いする場合。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

お支払いの対象となる事故例

この保険では次のような事故が保険金支払いの対象となります。

《賠償補償》

〈共通〉

- 施術のミスにより患者にケガをさせた場合
- 治療器具を患者に近づけすぎて、火傷させてしまった場合
- 患者をベッド上で起こした際、誤ってベッドから転倒させてしまった場合
- 施術中に手がすべり、患者のメガネなどの財物を壊してしまった場合
(被保険者の所有、使用または管理する財物の損壊については補償されません。)

〈標準プランのみ〉

- 施術所内の管理不備により床が濡れていたため、患者が足をすべらせてケガをされた場合
- 施術所の看板が落下し、患者の車に当たって壊してしまった場合
(被保険者の所有、使用または管理する財物の損壊については補償されません。)

《被害者治療費等補償》

〈標準プランのみ〉

- 施術所で患者が施術業務と関係なくケガをされた場合

等

この保険でお支払いの対象となる損害は

この保険では、次のような損害について保険金をお支払いいたします。

〈賠償責任補償〉

① 損害賠償金

法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等
(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)

② 損害防止費用

事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用

発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用

④ 緊急措置費用

事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用

⑤ 協力費用

引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用

⑥ 争訟費用

損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

〈被害者治療費等補償〉

⑦ 被害者治療費等 ※標準プランのみ

身体障害事故に起因して被害者が事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院、通院、重度後遺障害、死亡した場合の治療費または見舞金等（このパンフレットの4ページもご参照ください）

※上記については、②損害防止費用、④緊急措置費用に要した費用を除き、事前に引受保険会社より同意を得る必要がありますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入内容書記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入内容書記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、被害者治療費等補償特約のお支払対象となる場合を除き、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

この保険では次のような事故や損害賠償責任は保険金支払いの対象になりません。

〈普通保険約款でお支払いしない主な場合〉

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）等

〈特別約款でお支払いしない主な場合〉

- 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することによって加重された損害賠償責任
- 被保険者が外科手術を行いまたは薬品を投与し、もしくはその指示をするなどの行為によって生じた損害賠償責任
- 被保険者が、あん摩・マッサージ・指圧師の場合は、医師の同意を得ず脱臼または骨折の患部に施術を行ったことによって生じた損害賠償責任
- 被保険者が業務の遂行につき、所定の資格を有しない場合には、その業務の遂行に起因して被保険者が被る損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任 等

〈財物損壊補償特約でお支払いしない主な場合〉

- 施設の新築、修理、改築、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、温度調節装置、消火栓、業務用器具もしくは家事用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくは溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくは溢（いっ）出による損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 等

〈施設危険補償特約でお支払いしない主な場合〉

- 施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事によって生じた損害賠償責任
- 航空機、昇降機、自動車（原動機付自転車を含みます。）、または施設外における船舶もしくは車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理によって生じた損害賠償責任
- 業務の遂行にあたり発生した、その業務の対象となる者の身体の障害によって生じた損害賠償責任 等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入後における注意事項（通知義務等）

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合にはあらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
- 保険料の算出基礎となる施術者数、施術所数等を変更する場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ 加入内容書記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

保険料(掛金)と保険金支払限度額

1年間の保険料と、事故の場合にお支払いする保険金の限度額は次のとおりです。

資格を持った会員は、全員加入するようおすすめします。

限定プランは、勤務している方で勤務先施術所内でのみ治療を行う方におすすめします。出張治療も行う方および、施術所をもたず出張専門の方は、施術に直接起因する事故だけではなく補償範囲の広い標準プランをおすすめします。(施術所を持たない方も加入できます)

また、複数の施術所を持たれる開設者または管理者の会員は、それぞれの施術所ごとに、標準プランにご加入ください。

○基本補償

加入プラン				標準プラン (1名について)	限定プラン (1名について)
年間保険料				8,920 円	6,980 円
支払限度額	業務(※1)に 起因する事故	身体障害	1 事故	1 億 円	1 億 円
			保険期間中	3 億 円	3 億 円
		財物損壊	1 事故・ 保険期間中	1,000 万 円	1,000 万 円
	建物や設備に起 因する事故 介護予防事業等 に起因する事故 等(※2)	身体障害	1 名	5,000 万 円	
			1 事故	1 億 円	
		財物損壊	1 事故	1,000 万 円	

※1 業務とは、はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務のことを言います。

※2 建物や設備に起因する事故・介護予防事業等に起因する事故等のときは、1 事故につき 1,000 円をご加入者(被保険者)にて自己負担していただきます。

(注) 限定プランは、「施術に起因する事故」のみに限定してお支払いの対象とするプランです。

○被害者治療費等補償特約(標準プランを選択された場合にセットされる特約です)

支払限度額 (1回の事故につき被害者1名について)		補償内容
被害者が死亡した場合	50万円	施術所内で事故(※)が発生し、被害者がその身体の障害を直接の原因として、当該事故の日からその日を含めて180日以内に入院または通院し、重度後遺障害を被り(被るおそれのある場合を含みます。)、または死亡した場合において、引受保険会社の同意を得て負担する治療費、見舞金等をお支払いします。 ただし、1回の事故および保険期間中につき1,000万円が限度です。 ※はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務に起因する事故は除きます。
被害者が重度後遺障害を被った場合	50万円	
被害者が入院した場合	10万円	
被害者が通院した場合	3万円	

(注) お支払いの対象となる事故例については、このパンフレットの2ページをご覧ください。

万が一事故が起きたときは

〈事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等〉

はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧業務に起因した身体障害事故を発見した場合、またはその業務を行う施設に起因した事故等が発生した場合は、次の処置を行ったうえで交渉を始める前に代理店・扱者または三井住友海上にご連絡願います。

①損害の発生および拡大の防止 ②相手の確認 ③目撃者の確認

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者の示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するように相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

事故発生時の連絡先

万一、事故が起こった場合は、代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

ご加入方法

加入申込票に必要事項を記入し、ご署名のうえお申込みください。

加入申込〆切日	2025 年	5 月	24 日(土)
保険期間	2025 年	6 月	1 日(日)
		から	1年間

- 加入申込票提出先 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 37-4 都師会館 2 階
株式会社 保険鍼灸マッサージ協会 賠償保険加入係
- 保険料払込方法 払込取扱票で郵便局にてお手続き下さい。
口座記号：00120-3
口座番号：580057
加入者名：(株) 保険鍼灸マッサージ協会

※加入方法の詳細及び加入申込票、払込取扱票は、ご送付した資料に同封してあります。

＜保険期間の途中で加入される場合＞

中途加入保険期間：申込月（毎月24日〆切り）の翌月1日から2026年6月1日までの期間とします。

中途加入保険料：保険鍼灸マッサージ協会 事務局にお問い合わせ下さい。

加入方法のお問い合わせは

(株) 保険鍼灸マッサージ協会 事務局 TEL 03-6260-8904
FAX 03-6260-8904

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

ご注意いただきたいこと

ご加入に際してご注意いただきたいことを記載しています。
ご加入いただく前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

◆ 団体契約および加入資格者について

この保険は『(株)保険鍼灸マッサージ協会』が保険契約者となる団体契約です。会員でない方はご加入できません。ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、『(株)保険鍼灸マッサージ協会の会員』で、はり師・きゅう師またはあん摩マッサージ指圧師の国家資格を有する会員である場合に限りです。

申込人と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

◆ ご加入のお申込の撤回等（クーリングオフ）について

この保険はクーリングオフ制度の対象外となります。

◆ 加入内容書について

ご加入いただいた後にお届けする加入内容書は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

◆ 保険会社が経営破綻した場合等のお取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

◆ 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および MS&AD インシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社およびグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

● 契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

● 再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

◆ 約款等の確認について

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■ 引受保険会社連絡先 : 三井住友海上火災保険株式会社 広域法人部・営業第一課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL03-3259-6692

2015年10月1日以降始期契約用

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険をご加入いただくお客さまへ

重要事項のご説明

この書面でははり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約（特別約款を含みます。以下同様とします。）によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印（または署名）は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入内容書とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

（1）商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師特別約款 + 財物損壊補償特約 + 施設危険補償特約（標準プランのみ自動セット） + 被害者治療費等補償特約（標準プランのみ自動セット） + 対象業務に関する特約（標準プランのみ自動セット）

（2）補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者（ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

このパンフレットの「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。

■お支払いの対象となる損害

このパンフレットの「この保険でお支払いの対象となる損害は」をご参照ください。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

このパンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

（3）セットできる主な特約

この保険契約にはお客さまの任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、このパンフレットまたは加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

このパンフレットの「保険料（掛金）と保険金支払限度額」をご参照ください。

2. 保険料

保険料^(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、このパンフレットまたは加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

このパンフレットの「ご加入方法」をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。**注意喚起情報のご説明**の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

（1）ご加入時における注意事項（告知義務－加入申込票の記載上の注意事項）

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^{（注）}の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、代理店・扱者には告知受領権があります（代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。）。

加入申込票^{（注）}に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^{（注）}の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、保険金額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

（2）ご加入後における注意事項（通知義務等）

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
- 保険料算出の基礎数値となる施術者数、施術所数に変更（増加または減少）が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入内容書に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料は、このパンフレット記載の方法により払い込んでください。記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

（1）保険金をお支払いしない主な場合

このパンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

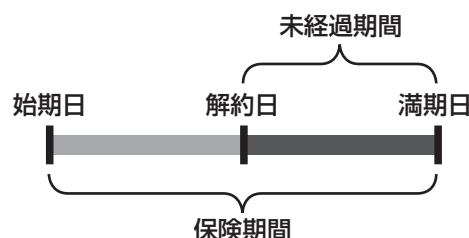
保険料は、このパンフレット記載の方法により払い込んでください。このパンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



7. 保険会社破綻時等の取扱い

このパンフレットの「ご注意いただきたいこと」をご参照ください。

8. 契約取扱者の権限

このパンフレットの「その他のご説明」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

このパンフレットの「ご注意いただきたいこと」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店・扱者 **ウーベル保険事務所** 〒104-0041 東京都中央区新富 2-4-5
TEL : 03-3553-8552 FAX : 03-3553-8553

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは
三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

その他のご説明

ご加入に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. お申込み時にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(2) ご加入条件

次のような場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

○著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合

2. お申込み後にご注意いただきたいこと ～注意喚起情報のほかにご注意いただきたいこと～

(1) 加入内容書の確認・保管

このパンフレットの「ご注意いただきたいこと」をご参照ください。

(2) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

このパンフレットの「万が一事故が起きたときは」をご参照ください。

3. 事故が起こった場合の手続

(1) 事故にあわれたときの引受保険会社へのご連絡等

このパンフレットの「万が一事故が起きたときは」をご参照ください。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
（４）被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
（５）その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{（注１）}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^{（注２）}の確認を終えて保険金をお支払いします^{（注３）}。

（注１）保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

（注２）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注３）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特別約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

MEMO

[illegible]

MEMO

[illegible]

